



《取消外国公文书认证要求的公约》正式实施

2023 年 11 月 14 日

2023 年 10 月 23 日，外交部公告：中国在 2023 年 3 月 8 日加入的《取消外国公文书认证要求的公约》（以下简称“公约”）将于 2023 年 11 月 7 日在中国生效实施【¹】。

《公约》是海牙国际私法会议框架下适用范围最广、缔约成员国最多的国际条约，旨在简化公文书跨国流转程序。

随着《公约》的正式施行，中国与外国缔约国之间送达、使用的公文书，其证明程序取消了“领事认证”环节，增加了“附加证明书（Apostille）”。

一、截至 2023 年 10 月 23 日的《公约》缔约成员国

截至 2023 年 10 月 23 日已经加入《公约》的缔约成员国参见下表，其中包含了我国主要的贸易伙伴及“一带一路”参与国家。

《取消外国公文书认证要求的公约》缔约国名单	
亚洲（22 个）	中国、亚美尼亚、阿塞拜疆、巴林、文莱、格鲁吉亚、印度、印尼、以色列、日本、哈萨克斯坦、吉尔吉斯斯坦、蒙古国、阿曼、巴基斯坦、菲律宾、韩国、沙特、新加坡、塔吉克斯坦、土耳其、乌兹别克斯坦
非洲（16 个）	博茨瓦纳、布隆迪、佛得角、斯威士兰、莱索托、利比里亚、马拉维、毛里求斯、摩洛哥、纳米比亚、卢旺达、圣多美和普林西比、塞内加尔、塞舌尔、南非、突尼斯
欧洲（44 个）	阿尔巴尼亚、安道尔、奥地利、白俄罗斯、比利时、波黑、保加利亚、克罗地亚、塞浦路斯、捷克、丹麦、爱沙尼亚、芬兰、法国、德国、希腊、匈牙利、冰岛、爱尔兰、意大利、拉脱维亚、列支敦士登、立陶宛、卢森堡、马耳他、摩纳哥、黑山、荷兰、北马其顿、挪威、波兰、葡萄牙、摩尔多瓦、罗马尼亚、俄罗斯、圣马力诺、塞尔维亚、斯洛伐克、斯洛文尼亚、西班牙、瑞典、瑞士、乌克兰、英国

¹ https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202310/t20231023_11165858.shtml

北美洲（21 个）	安提瓜和巴布达、巴哈马、巴巴多斯、伯利兹、加拿大、哥斯达黎加、多米尼克、多米尼加、萨尔瓦多、格林纳达、危地马拉、洪都拉斯、牙买加、墨西哥、尼加拉瓜、巴拿马、圣基茨和尼维斯、圣卢西亚、圣文森特和格林纳丁斯、特立尼达和多巴哥、美国
南美洲（12 个）	阿根廷、玻利维亚、巴西、智利、哥伦比亚、厄瓜多尔、圭亚那、巴拉圭、秘鲁、苏里南、乌拉圭、委内瑞拉
大洋洲（10 个）	澳大利亚、库克群岛、斐济、马绍尔群岛、新西兰、纽埃、帕劳、萨摩亚、汤加、瓦努阿图
* 注 1	2024 年 1 月 11 日，《公约》将对加拿大生效，中加之间将于当日开始适用《公约》。
	2024 年 6 月 5 日，《公约》将对卢旺达生效，中卢之间将于当日开始适用《公约》。
* 注 2	中国与其不承认具有主权国家地位的《公约》成员间不适用《公约》。
* 注 3	中国与印度之间不适用《公约》。

二、以日本为例简要说明《公约》生效前后的变化

1、《公约》生效前

日本企业制作的文件（如：授权委托书）如果要在正式场合使用，尤其用于向中国政府部门提交时，通常需要经过以下程序：①文书制作→②日本公证处公证→③该公证处所属法务局证明→④日本外务省认证→⑤中国驻日大使馆或领事馆认证。

以下是②～④的示例：

【②日本公证处公证】

令和 年 登簿第 号
認 証

嘱託人 株式会社 代表取締役社長 の代理人 は、本
公証人の面前で、前記嘱託人が、別紙証書に署名押印したことを自認している旨、陳述
した。

よって、これを認証する。

令和 年 月 日、本公証人役場において
東京都墨田区東向島2丁目29番12号
東京法務局所属
公 証 人 渡 邊 弘
Notary WATANABE Hiroshi

【③公证处所属法务局证明】

総公証 №	号
証 明	
上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、 真実のものであることを証明する。	
令和 年 月 日	
東京法務局長	坂本佳胤
	

【④日本外务省对法务局证明的认证】

CERTIFICATE	
This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary, duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal appearing on the same is genuine.	
Date	SAKAMOTO Yoshitane
Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau	
For legalization by the foreign consul in Japan, this is to certify that the Seal affixed hereto is genuine.	
Date	
Tokyo,	 HAMAMOTO Hiroki
Official Ministry of Foreign Affairs (Consular Service Division)	
	

2、《公约》生效后

如外交部公告所述，自 2023 年 11 月 7 日起，日本作为缔约国之一送往中国内地使用的公文书，除了办理《公约》规定由日本外务省出具的附加证明书外，无需再办理该国和中国驻日使领馆的领事认证。

经查询日本外务省官网【²】可知，北海道、宫城县、东京都、神奈川县、静冈县、爱知县、大阪府、福岡县的公证处可以提供一条龙服务（ワンストップサービス），该八个都道府县的公证处可以经申请人申请后，一次性受理完成公证处公证、法务局证明以及外务省出具附加证明书的手续，无需再另行前往法务局、外务省办理。

² https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000608.html

《公约》生效前后的变化			
序号	生效前	生效后	
		北海道等以外的都道府县	北海道等八个都道府县
1	文书制作	文书制作	文书制作
2	公证处公证	公证处公证	公证处公证
3	公证处所属法务局证明	公证处所属法务局证明	(一并办理法务局证明和外务省附加证明书)
4	外务省认证	外务省出具附加证明书	
5	中国驻日使领馆认证	--	--

三、什么是附加证明书（Apostille）

附加证明书（Apostille）是文书出具国指定的主管机关为公文书签发的一个验证证书，具有《公约》要求的固定内容，具体包括文书出具国、签署人、签署人身份和印鉴名称 4 项文书相关信息，以及签发地、签发日期、签发人、附加证明书编号、签发机关印鉴和签名 6 项证明信息共 10 个要素。

为便利公文书在国外使用，附加证明书一般使用包括英、法文及本国语言在内的两种或三种语言的范本。附加证明书与领事认证功能等同，仅证明公文书上最后一个印鉴、签名属实，不对公文书内容本身的真实性和合法性负责。公文书内容真实性仍遵循“谁出具，谁负责”原则。公文书加贴附加证明书后，可直接送往《公约》缔约国使用，无需办理传统领事认证。

国内出具的涉外公证或其他证明文书送达外国缔约国后向我国驻外使领馆申请出具附加证明书的，我国驻外使领馆不予受理。当事人应将涉外公证或其他证明文书送回国内，按程序办理外交部或其委托的地方外办的附加证明书。

四、中国境内签发附加证明书（Apostille）的机关

根据外交部公告，自 2023 年 11 月 7 日起《公约》在中国生效后，中国送往其他缔约国的公文书，仅需办理附加证明书即可，外交部是我国签发附加证明书主管机关，为本国境内出具的公文书签发附加证明书。下表所列省·直辖市·自治区人民政府外事办公室以及部分市人民政府外事办公室受外交部委托，可为本行政区域内出具的公文书签发附加证明书。

签发附加证明书的地方外事办公室名单如下：

签发附加证明书的地方外事办公室名单（共 31 家）	
省级外办（25 家）	安徽、重庆、福建、广东、广西、贵州、河南、黑龙江、湖北、湖南、海南、吉林、江苏、江西、辽宁、四川、山东、上海、陕西、云南、浙江、甘肃、河北、山西、内蒙古
市级外办（6 家）	长春、哈尔滨、宁波、济南、青岛、深圳

五、办理附加证明书（Apostille）的具体程序

办理附加证明书的具体程序和要求可登录中国领事服务网【³】或各相关地方外办网站查询。附加证明书使用贴纸形式，加贴银色国徽印鉴，下图为模板：

本附加证明书仅证明公文书上的签名、签署人签名时的身份，必要时可证明公文书上的印章属实。附加证明书不对公文书内容予以证明。
This Apostille only certifies the authenticity of the signature, the capacity of the person who has signed the public document and, where appropriate, the identity of the seal or stamp which the public document bears. This Apostille does not certify the content of the document for which it was issued.
Visit <https://consular.mfa.gov.cn/VERIFY/> and scan the QR code to verify the issuance of this Apostille.

0161693

附加证明书
APOSTILLE
(1961年10月5日海牙公约)
(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. 文书出具国：
Country:

2. 签署人
has been
signed by

3. 签署人身份
acting in the
capacity of

4. 印鉴名称
bears the
seal/stamp of

证明 Certified

5. 签发地
at

6. 签发日期
the

7. 签发人
by

8. 附加证明书编号
No

9. 签发机关印鉴：
Seal/Stamp:

10. 签名：
Signature:

外交部以及各相关地方外办签发的附加证明书，每份附加证明书都有一个公开注册的编号，用文方可登录我国的在线核查系统【⁴】验证真伪。

³ 中国领事服务网 (<http://cs.mfa.gov.cn>)

⁴ 在线核查系统 (<http://consular.mfa.gov.cn/VERIFY/>)

六、最后

《公约》生效简化了缔约成员国之间的公文书跨国流转程序，不仅减少了公文书办理认证等手续所需的时间，同时也节省了相关费用，对于我国与外国缔约成员国之间日益发展跨国贸易的国内外企业来说，无疑受益良多。

以上

如您对本内容有任何疑问，敬请联系：info@shiminlaw.com 本资料的著作权归世民律师事务所（以下简称“世民”）所有，请勿擅自引用、更改、转印或复印本资料。本资料是仅供理解法律法规内容而制作的，不包括对于法律法规的解释、说明或解读等。

「外国公文書の認証を不要とする条約」の正式施行

2023 年 11 月 14 日

2023 年 10 月 23 日、中国外交部は、中国が 2023 年 3 月 8 日に加盟した「外国公文書の認証を不要とする条約」（以下「条約」といいます。）が 2023 年 11 月 7 日に中国で施行・発効される公告を行いました【5】。

「条約」は、ハーグ国際私法会議の枠組みの中で最も広く適用され、最も多くの締約国を有する国際条約であり、公文書の国境を越えた流通手続きの簡素化を目的としています。

「条約」の正式な施行に伴い、中国と外国の締約国との間で送達、使用される公文書の証明手続きには、「領事認証」の段階が不要となり、「アポスティューユ（Apostile）」が追加されました。

七、2023 年 10 月 23 日現在の「条約」締約国

2023 年 10 月 23 日現在、「条約」に加入する締約国は次の表をご参照ください。この中には、中国の主要貿易相手国及び「一帯一路」参加国が含まれています。

外国公文書の認証を不要とする条約の締約国リスト	
アジア（22 カ国）	中国、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルネイ、グルジア、インド、インドネシア、イスラエル、 日本 、カザフスタン、キルギス、モンゴル、オマーン、パキスタン、フィリピン、韓国、サウジアラビア、シンガポール、タジキスタン、トルコ、ウズベキスタン
アフリカ（16 カ国）	ボツワナ、ブルンジ、カーボベルデ、スワジランド、レソト、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モロッコ、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、南アフリカ、チュニジア
欧州（44 カ国）	アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モ

⁵https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202310/t20231023_11165858.shtml

	ルドバ、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国
北米（21 カ国）	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コスタリカ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントクリストファー・ネビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン、トリニダード・トバゴ、米国
南米（12 カ国）	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ
オセアニア（10 カ国）	オーストラリア、クック諸島、フィジー、マーシャル諸島、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、サモア、トンガ、バヌアツ
※注 1	2024 年 1 月 11 日、カナダで「条約」が発効し、同日から中国とカナダの間で「条約」が適用。
	2024 年 6 月 5 日、ルワンダで「条約」が発効し、同日から中国とルワンダの間で「条約」が適用。
※注 2	中国と中国が主権国家としての地位を認めない「条約」締約メンバーとの間で「条約」は不適用。
※注 3	中国とインドとの間では「条約」は不適用。

八、日本を例とした「条約」発効前後の変化説明

1、「条約」発効前

日本企業が作成した私文書（例：授権委託書）【6】を中国の公式な場で使用する場合、特に中国政府部門の提出に使用する場合、通常、①文書作成→②日本の公証役場における公証人の認証（公証役場の公証）→③同公証役場の公証人の所属する（地方）法務局長による公証人押印証明（公証役場の所属する法務局の証明）→④日本の外務省の公印確認（外務省の認証）→⑤駐日中国大使館又は領事館認証、という手続きが必要とされてきました。

②～④の例を下記参照ください。

【②公証役場の公証】

⁶ 私文書とは、日本において公的機関が発行した書類や公証役場で作成する公証人認証書などの「公文書」に対して、個人や会社で作成した文書などを指します。

令和 年 登簿第 号
認 証

嘱託人 株式会社 代表取締役社長 の代理人 は、本
公証人の面前で、前記嘱託人が、別紙証書に署名押印したことを自認している旨、陳述
した。

よって、これを認証する。

令和 年 月 日、本公証人役場において
東京都墨田区東向島2丁目29番12号
東京法務局所属
公 証 人 渡 邊 弘
Notary
WATANABE Hiroshi

【③公証役場の所属する法務局の証明】

総公証 No 号
証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、
真実のものであることを証明する。

令和 年 月 日

東京法務局長 坂本佳胤

【④外務省の認証】

CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary,
duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal
appearing on the same is genuine.

Date SAKAMOTO Yoshitane
Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

For legalization by the foreign consul in
Japan, this is to certify that the Seal
affixed hereto is genuine.

Date

Tokyo, HAMAMOTO Hiroki
Official
Ministry of Foreign Affairs
(Consular Service Division)

2、「条約」発効後

外交部の公告で述べられているように、2023年11月7日より、締約国の一つとして日本から中国大陆で使用するために送付される公文書は、「条約」に規定された日本の外務省が発行するアポスティーユの取得を除き、中国の駐日大使館・領事館の領事認証の取得が不要となりました。

日本の外務省の公式ウェブサイト【7】によると、北海道、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、福岡県の公証役場ではワンストップサービスを提供しています。これら8都道府県の公証役場では申請者が申請した場合、公証役場の公証人認証、法務局の公証人押印証明及び外務省のアポスティーユを一度に取得でき、法務局や外務省にそれぞれ出向いて手続きする必要がありません。

「条約」発効前後の変化			
番号	発効前	発効後	
		北海道等以外の都道府県	北海道等の8都道府県
1	文書作成	文書作成	文書作成
2	公証役場の公証	公証役場の公証	公証役場の公証
3	公証役場の所属する法務局の証明	公証役場の所属する法務局の証明	(法務局の証明と外務省のアポスティーユを一度に取得する手続き)
4	外務省の認証	外務省発行のアポスティーユ	
5	駐日中国大使館・領事館認証	--	--

九、アポスティーユとは (Apostille)

アポスティーユ (Apostille) は、文書を発行した国が指定する主管機関が公文書のために発行する証明書であり、「条約」が要求する所定の内容を備えたものです。具体的には文書発行国、署名者、署名者身分及び印鑑名称の4項目の文書関連情報、並びに発行地、発行日、発行者、アポスティーユ番号、発行機関の印鑑及び署名の6項目の証明情報の計10項目の要素が含まれています。

⁷https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000608.html

国外での公文書の使用を容易にするため、アポスティールには、英語、フランス語及び本国の言語を含む 2 つ又は 3 つの言語の様式が使用されています。アポスティールは領事認証の機能と同等であり、公文書上の最後の印鑑、署名が事実であるということのみを証明し、公文書の内容自体の真実性と適法性に対する責任は負うものではありません。公文書の内容の真実性は、「作成した者が責任を負う」という原則に従います。公文書にアポステールを添付した後は、従来の領事認証を行うことなく、「条約」の締約国に直接送達して使用することができます。

中国国内で発行された国外向けの公証書又はその他の証明文書が外国の締約国に送達された後、中国の在外大使館・領事館にアポステールの発行を申請する場合には、中国の在外大使館・領事館はこれを受理しません。当事者は国外向けの公証又はその他の証明文書を中国国内に送り返し、手続に従い外交部又はその委託する地方の外事弁公室のアポステールにて手続を行わなければなりません。

十、アポスティール（Apostille）を発行する中国国内の機関

外交部の公告によると、2023 年 11 月 7 日から「条約」が中国で発効した後、中国からその他の締約国に送られる公文書は、アポステールの手続きのみ必要となりでよく、中国の外交部は中国でアポステールを発行する主管機関であり、中国国内で発行された公文書向けにアポステールを発行します。下表に列举する省・直轄市・自治区人民政府の外事弁公室及び一部の市人民政府外事弁公室は、外交部の委託を受け、当該行政区域内で発行された公文書にアポステールを発行することができます。

アポステールを発行する地方の外事弁公室の名簿は次の通り：

アポステールを発行した地方外事弁公室のリスト（計 31 ヵ所）	
省レベルの外事弁公室（25 ヵ所）	安徽、重慶、福建、広東、広西、貴州、河南、黒龍江、湖北、湖南、海南、吉林、江蘇、江西、遼寧、四川、山東、上海、陝西、雲南、浙江、甘肅、河北、山西、内蒙古
市レベルの外事弁公室（6 ヵ所）	長春、哈爾濱、寧波、済南、青島、深圳

十一、 アポスティール（Apostille）の具体的な手続き

アポスティールの具体的な手続きと要求は中国領事服務網【8】又は各関連地方の外事弁公室ウェブサイトで照会することができます。アポスティールはシール形式を用い、銀色の国章の印鑑が貼られています。下図はアポスティールの見本です。

外交部及び各関連地方の外事弁公室が発行するアポスティールは、各アポスティールに公開登録番号が付与され、アポスティール発行済文書の使用者が中国のオンライン照会システム【9】にログインして真偽を検証することができます。

⁸中国領事服務網 (<http://cs.mfa.gov.cn>)

⁹オンライン照会システム (<http://consular.mfa.gov.cn/VERIFY/>)

十二、 まとめ

「条約」の発効により、締約国間の公文書の国境を越えた流通手続きが簡素化され、公文書の認証手続き等に要する時間が短縮されるとともに、関連費用も節約されました。これは中国と外国の締約国との間で国境を越えた貿易を拡大させている国内外の企業にとって、大きな利益となることは間違いないといえます。

以上

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されたものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があります。その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：

黒田（東京）

中国大陸窓口：

中野（大連）

坂口（上海）

info@shiminlaw.com